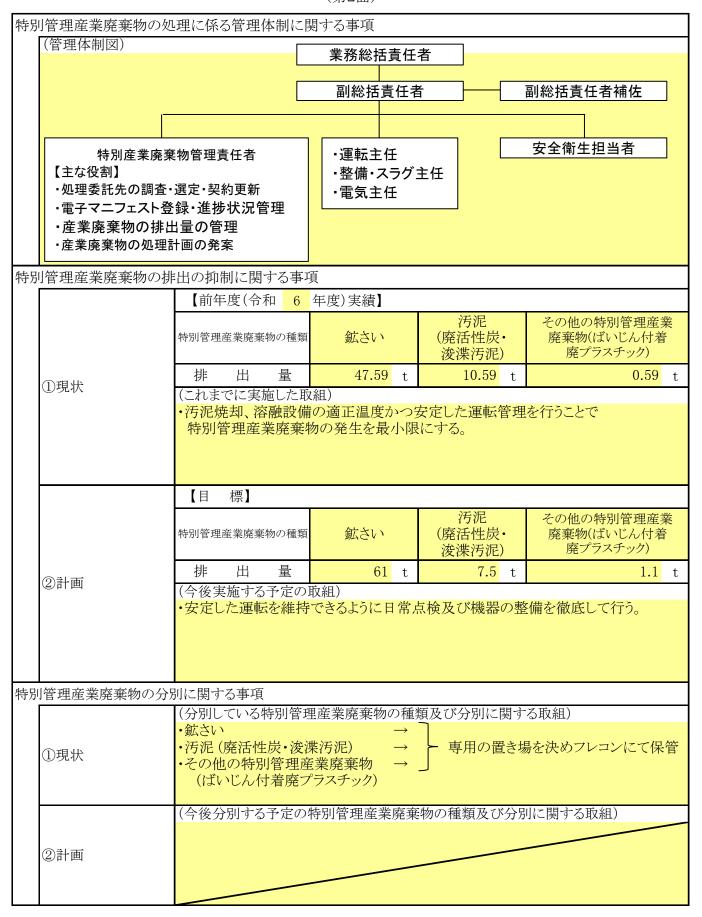
(第1面)

令和 7年 5月 16日 (あて先) 姫路市長 提出者 住 所 兵庫県神戸市中央区脇浜町1丁目4-78 氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 株式会社 神鋼環境ツリューション	特別管理産業廃棄物処理計画書								
提出者 住 所 兵庫県神戸市中央区脇浜町1丁目4-78 氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 株式会社 神鋼環境/リューション 代表取締役社長 佐藤 幹雄 電話番号 078-232-8018 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の 減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。 事 業 場 の 名 称 兵庫四流域下水汚泥広域処理場 事 業 場 の 所 在 地 兵庫県姫路市網干区網干浜240-2 計 画 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日 当該事業場において現に行っている事業に関する事項 ① 事 業 の 種 類 下水道施設維持管理業(3631) ② 事 業 の 規 模 「下水汚泥処理事業 145WSt/日×2系列 ③ 従 業 員 数 43名 本書所 「事業所 「本語、表記、表記、表記、表記、表記、表記、表記、表記、表記、表記、表記、表記、表記、	令和 <mark>7</mark> 年 <mark>5</mark> 月 <u>16</u> 日								
住 所	(あて先) 姫路市長								
減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。 事業場の名称 兵庫西流域下水汚泥広域処理場 事業場の所在地 兵庫県姫路市網干区網干浜240-2 計画期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日 当該事業場において現に行っている事業に関する事項 下水道施設維持管理業(3631) ②事業の規模 下水汚泥処理事業 145WSt/日×2系列 ③従業員数 43名 43名 ④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 5元記・その他の特別管理度 5元記・方記・方記・その他の特別管理度 5元記・方記・方記・表記・法記・法記・法記・法記・法記・法記・法記・法記・法記・法記・法記・法記・法記	提出者 住所 兵庫県神戸市中央区脇浜町1丁目4-78 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 株式会社 神鋼環境ソリューション 代表取締役社長 佐藤 幹雄 電話番号								
事業場の所在地 兵庫県姫路市網干区網干浜240-2 計画期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日 当該事業場において現に行っている事業に関する事項 下水道施設維持管理業(3631) ②事業の種類 下水道施設維持管理業(3631) ②事業の規模 下水汚泥処理事業 145WSt/日×2系列 ③従業員数 43名 事業所									
計 画 期 間	事業場の名称 「兵庫西流域下水汚泥広域処理場								
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 ① 事 業 の 種 類	事業場の所在地 兵庫県姫路市網干区網干浜240-2								
① 事業の種類 下水道施設維持管理業(3631) ② 事業の規模 下水汚泥処理事業 145WSt/日×2系列 ③ 従業員数 43名 ④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 事業所 鉱さい・汚泥(廃活性炭・浚渫 汚泥)・その他の特別管理産業廃棄物(ばいじん付着廃プ 本まれ、 ではいじん付着廃プ 要託 最終処分場	計 画 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日								
② 事業の規模 下水汚泥処理事業 145WSt/日×2系列 ③ 従業員数 43名 事業所 鉱さい・汚泥(廃活性炭・浚渫 汚泥)・その他の特別管理産 業廃棄物(ばいじん付着廃プ 委託 収集・運搬 収集・運搬 最終処分場	当該事業場において現に行っている事業に関する事項								
③ 従 業 員 数 43名 - 特別管理産業廃棄物の 一連の処理の工程 - 連の処理の工程 43名 - 本さい・汚泥(廃活性炭・浚渫 汚泥)・その他の特別管理産 業廃棄物(ばいじん付着廃プ	① 事 業 の 種 類 下水道施設維持管理業(3631)								
事業所 鉱さい・汚泥(廃活性炭・浚渫 汚泥)・その他の特別管理産 業廃棄物(ばいじん付着廃プ	② 事 業 の 規 模 下水汚泥処理事業 145WSt/日×2系列								
④ 特別管理産業廃棄物の 一連の処理の工程 鉱さい・汚泥(廃活性炭・浚渫 汚泥)・その他の特別管理産 業廃棄物(ばいじん付着廃プ 収集・運搬 最終処分場	③ 従 業 員 数 43名								
	④ 特別管理産業廃棄物の 鉱さい・汚泥(廃活性炭・浚渫 一連の処理の工程 鉱さい・汚泥(廃活性炭・浚渫 汚泥)・その他の特別管理産 業廃棄物(ばいじん付着廃プ 収集・運搬 最終処分場								

(日本工業規格 A列4番)



自ら	っ行う特別管理産業廃棄	棄物の再生利用に関す	る事項					
		【前年度(年度)実績】					
	①現状	特別管理産業廃棄物の種類						
		自ら再生利用を行った特 別管理産業廃棄物の量		t	t			
		(これまでに実施した取	(組)					
		【目 標】						
		特別管理産業廃棄物の種類						
		自ら再生利用を行う特別 管理産業廃棄物の量		t	t			
	②計画	(今後実施する予定の)	取組)					
自身	- う行う特別管理産業廃棄	薬物の中間処理に関す	る事項					
		【前年度(年度)実績】					
		特別管理産業廃棄物の種類						
	①現状	自ら熱回収を行った特別 管理産業廃棄物の量		t	t			
		自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量		t	t			
		(これまでに実施した耶	(組)					
		【目標】						
	②計画	特別管理産業廃棄物の種類						
		自ら熱回収を行う特別管 理産業廃棄物の量		t	t			
		自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		t	t			
		(今後実施する予定の	取組)					

自ら	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項									
		【前年度(年度)実績】								
		特別管理産業廃棄物の種	類				,			
		自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の 量			t			t		
	①現状	(これまでに実施した耳	文組)							
		【目標】		/						
		特別管理産業廃棄物の種	類	<u>/_</u>						
		自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の 量			t			t		
	②計画	(今後実施する予定の	取組)							
特別	月管理産業廃棄物の対	・ 処理の委託に関する事	項							
		【前年度(令和	年度)実績】							
	①現状	特別管理産業廃棄物の種	類鉱さい	.,		•	その他の特別管理産業 廃棄物(ばいじん付着 廃プラスチック)			
		全処理委託量	47.59	t	10.59	t	0.59	t		
		優良認定処理業者 の処理委託量	47.59	t	10.59	t	0.59	t		
		再生利用業者への 理委託量		t		t		t		
		認定熱回収業者へ 処理委託量		t		t		t		
		認定熱回収業者以 の熱回収を行う業績 への処理委託量		t		t		t		
		(これまでに実施した耳 ・汚泥焼却、溶融設備 特別管理産業廃棄物	の適正温度から			を行	うことで			

(第5面)

		【目標】							
	②計画	特別管理産業廃棄物の種類	鉱さい		汚泥 (廃活性炭	()	その他の特別管理産業 廃棄物(ばいじん付着 廃プラスチック)		
		全処理委託量	65	t	8	t	1.5	t	
		優良認定処理業者 への処理委託量	65	t	8	t	1.5	t	
		再生利用業者への 処理委託量		t		t		t	
		認定熱回収業者へ の処理委託量		t		t		t	
		認定熱回収業者以 外の熱回収を行う業 者への処理委託量		t		t		t	
		(今後実施する予定の取組)							
※事	· 等務処理欄								

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、 全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱 回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である 処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と 記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が 3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記 入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。